

令和4年度 第1回山梨県文化財保護審議会 議事録

1 日時

令和5年1月31日(火) 10:30~16:00

2 場所

山梨県庁防災新館1階(オープンスクエア)

3 出席者(敬称略)

(委員)

有賀祥隆・笹本正治・鈴木規夫・鈴木麻里子・後藤治・渡辺洋子・  
秋田かな子・新津健・白井久美子・末木健・大隅清陽・久保田裕道・  
中込睦子・堀内眞・浅川久枝・大澤正嗣・奥水達司・湊秋作・  
望月一二(19名・リモート出席者含む)

(事務局)

村松観光文化部次長

(文化振興・文化財課)

柳沢課長、若野総括課長補佐、

文化財保護担当(5名)、埋蔵文化財担当(4名)

4 傍聴者等の人数

0名

5 会議次第

(1) 開会

(2) 委員委嘱

(3) 観光文化部次長あいさつ

(4) 会長、副会長選任

(5) 部会長選任

6 議事

(1) 文化財の県指定について

ア 有形文化財(彫刻)	木造地藏菩薩立像 附厨子
イ 有形文化財(工芸品)	銅鐘
ウ 有形文化財(考古資料)	平林二号墳(追加指定)
エ 無形文化財(工芸技術)	雨畑硯
オ 史跡	王塚古墳

(2) 報告事項

各部会の開催状況、文化財の指定等の状況等

7 その他

## 「6 議事」の概要

### (1) 文化財の県指定について

#### ア 有形文化財（彫刻） 木造地蔵菩薩立像 附厨子

##### ○議長

- ・調査報告とご意見をお願いいたします。

##### ○担当委員（木造地蔵菩薩立像）

- ・調査票に基づいて説明。
- ・本像は、造立当初の親しみやすく華やかな姿をよく伝える。本県の鎌倉時代地蔵菩薩像を代表する作例であり、鎌倉時代地蔵菩薩像を代表する作例であり、鎌倉時代の文化や地蔵信仰を知る上で重要である。また、本像は、市神や鼻採り地蔵として、中世後半期以降の地蔵信仰を伝えていることも貴重で、県指定文化財としてふさわしいと考えられる。

##### ○担当委員（附厨子）

- ・調査票に基づいて説明。
- ・県内に現存する製作年代が遡る比較的に大規模な春日厨子としても貴重な存在である。地蔵菩薩立像の彩色がよく保持されているが、本厨子内におさめられていたことが、そのことに寄与したものと考えられ、あわせて保存を図ることが望まれる。

（質疑・意見）略

##### ○議長

- ・異議がないので、指定相当として答申する。

#### イ 有形文化財（工芸品） 銅鐘

##### ○議長

- ・調査報告とご意見をお願いいたします。

##### ○担当委員

- ・調査票に基づいて説明。
- ・本鐘は、沼上氏に続いて江戸時代前期に甲斐で活躍した鋳物師礒崎氏の作で、その刻銘により府中横沢に居住し活動したことが明らかに示されている現存最初例である。加えて、本銅鐘銘には、梵鐘の功德、寺の由緒、偈讚（偈頌）、檀主名、奉行名、製作年、住持名などが明記されている。通例の銅鐘の一つであり、また、甲斐における鋳物技術の発展途上を示すように、未だ細部の鋳技表現には粗さは認められるが、近世前期の甲斐鋳物師の実態や鋳物業の発展状況を知る上で、さらには、実相寺の歴史のみならず山高地域の歴史を知る上でも注目すべき遺例であり、県指定文化財の価値を有すると考えられる。

(質疑・意見) 略

○議長

- ・異議がないので、指定相当として答申する。

ウ 有形文化財(考古資料) 平林二号墳(追加指定)

○議長

- ・調査報告とご意見をお願いいたします。

○担当委員

- ・調査票に基づいて説明。
- ・今回追加する資料は、既指定資料とともに、本古墳の優位性をさらに際立たせることで、古代甲斐国の政治動向を考える上で貴重な一括資料であり、さらなる県指定文化財としての保存・活用が望まれる。

(質疑・意見) 略

○議長

- ・異議がないので、指定相当として答申する。

エ 無形文化財(工芸技術) 雨畑硯

○議長

- ・調査報告とご意見をお願いいたします。

○担当委員

- ・調査票に基づいて説明。
- ・製硯業は山梨県を代表する伝統工芸のひとつであり、その技術は県内外から高く評価されている。加えて、その加工技術は他の硯産地にも伝播している。また、継承されてきた伝統技術への理解を深め、その保存・活用を図る意味合いから、硯製作の体験などの地域活動も積極的に行われている。以上により、本件は山梨県を代表する伝統工芸品の製作技術の担い手を対象とする案件であり、山梨県の指定無形文化財として指定するのに相応しいと考える。

(質疑・意見) 略

○議長

- ・異議がないので、指定相当として答申する。

オ 史跡 王塚古墳

○議長

- ・調査報告とご意見をお願いいたします。

#### ○担当委員

- ・調査票に基づいて説明。
- ・王塚古墳についての評価は次の点にある。

五世紀後半の甲府盆地縁辺部における代表的な帆立貝形古墳の一つであり、東山古墳群から継続する甲斐首長層を知るうえで欠くことのできない古墳とその出土品である。

石室が合掌形石室と推定され、県内では唯一の例であること。

周溝が後円部を二重に取り囲む事例は、県内初である。

出土品が五世紀後半の時代を示す冑（衝角付冑・眉庇付冑）、甲（横矧板鋌留短甲・挂甲）・馬具等が出土しており、この時代の代表的な副葬品の組み合わせであること。

遺構と遺物から、本古墳の被葬者が大和政権と強い結びつきを示すだけでなく、合掌形と推定される石室を持つことから、大和政権から特別な氏族が甲斐に派遣されていたか、大和朝廷と強力に結びついた在地豪族であることが窺われ、甲斐の古墳時代の歴史を解明するうえで、欠くことのできない古墳である。

#### ○議長

- ・異議がないので、指定相当として答申する。

#### (2) 報告事項

##### ○事務局説明

- ・各部会の開催状況、文化財の指定等の状況、文化財の現状変更の状況、所在不明の県指定天然記念物の一部発見について、「無生野の大念仏」のユネスコ無形文化遺産への登録決定について

#### 「7 その他」の概要

##### ○事務局

- ・次回の文化財保護審議会は、各部会の調査検討状況を踏まえながら開催時期をご案内する。

以上